

令和 6 年度

淀川河川公園 全体協議会 会議録

4 流域版 令和 7 年 2 月 27 日開催分

■開催概要

開催日時:令和 7 年 2 月 27 日(木) 14:00～15:00
15:00～17:00

場 所:さくらであい館 学習室「木津」
現地視察:背割堤地区(さくらであい館 展望塔)、
御幸橋野草地区、芥川自然地区、鳥飼上地区

議事次第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1)報告事項
 - ①淀川公園協議会(仮称)の発足について
 - (2)その他
 - ①淀川河川公園開園50周年
 - ②現地視察概要
3. 閉 会

配布資料(一覧)

■説明資料

- ・資料1 淀川河川公園協議会(仮称)の発足について
別紙①淀川河川公園地域協議会の結果概要
別紙②淀川河川公園協議会(仮称)規約(案)
別紙③淀川河川公園協議会(仮称)部会運営規約(案)
- ・資料2 淀川河川公園開園50周年
- ・資料3 現地視察概要

1. 報告事項

①淀川河川公園協議会(仮称)の発足について

[中流右岸域会長]

- ・地域協議会での意見照会結果で、公園利用者の意見を把握する必要があるという意見があるが、新たな来園者を確保するために、公園を利用されていない方の意見も把握すべきではないか。
- ・淀川河川公園協議会(仮称)の学識経験者の委員については、淀川が持つ自然に精通している方のみではなく、公園のにぎわい創出に精通している方など、淀川河川公園の魅力を発信できる方を選定することも考えられる。

[上流域会長]

- ・淀川河川公園協議会(仮称)の委員に「運営管理者(公園管理センター)」が含まれているが、入札手続きで選ばれる事業者を他の委員と同等の位置づけにしても問題ないのか。

[事務局]

- ・河川公園管理センターとして協議会に参画するということであり、現在4年毎に行っている入札手続きで管理センターを担う事業者が変われば、当然交代することになる。なお、他の国営公園などの協議会でも、運営管理者が委員となっている事例はある。

[中流左岸域会長]

- ・淀川河川公園協議会(仮称)の委員には、きちんと淀川河川公園の課題等に向き合ってくれる方を選任していただきたい。
- ・淀川河川公園協議会(仮称)は、アドバイザーや部会がどう運営されるかがカギになると考え、河川環境の保全や利用の活性化等といった目的(ミッション)を部会に与えて運用を行う必要があるのではないか。

[下流域会長]

- ・関係市町の委員においては、市町の緑の計画等に淀川河川公園を含めてもらうよう、一緒に使い方や管理を考えていける運営が望ましい。
- ・学識経験者は、自然保護だけではなく、公園の魅力発信の研究をされている方もおり、公園の使いこなし、Well-being等に精通した委員の選定も必要と考える。
- ・他都市の事例では、巡視員が来園者の声を聴く、コミュニケーションをとることを重要視している公園管理もある。淀川河川公園の運営維持管理業務においても、公園利用者とのコミュニケーションを通じて日常的に意見収集を行い、利用活性化につなげる等、運営管理者の意識変化も必要と考える。

[上流域会長]

- ・運営管理者が現地の巡視員等から意見を吸い上げることは重要だと考える。
- ・また、淀川河川公園協議会(仮称)には実際の業務に携わっているような担当者に参加いただけるような仕組みがないと形骸化してしまう恐れがある。

[中流左岸域会長]

- ・淀川河川公園協議会(仮称)で議論される公園の課題は複数のミッションに分かれると思う。例えば、「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会」(国土交通省)にて公表された、都市の緑地に関する評価の視点としては、気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上の3つがあげられている。河川公園においては、河川の治水や安全性に関する課題が一つのミッションになる。それぞれ異なる専門的な議論が必要となるため、部会を活用して議論を行い、淀川河川公園協議会(仮称)にて全体的な方向性を議論・調整する方針が良いと考える。

[上流域会長]

- ・地域やテーマに合わせたアドバイザーや部会が設置できれば、部会では深い議論を行い、協議会では全体的な方向性の議論を行うことで、相乗効果が出ると思う。

[下流域会長]

・部会運営規定(案)について、淀川河川公園協議会(仮称)から与えられたミッションに対して部会を立ち上げて協議を行い、その結果を淀川河川公園協議会(仮称)に報告する方がよいのではないかと。部会が協議会からの付託を受けるような位置づけとなり、形骸化してしまわないよう、ミッションに応じて部会を設置するような規定が望ましい。

[中流右岸域会長]

- ・コロナ禍では、淀川河川公園が良く利用され、テントを張った利用のように、これまで見られなかった使い方が多くみられた。このような柔軟な利用が河川公園の役割の一つでもあると考えられ、もう一度当時の使いこなしを検証すべきだと思う。

[事務局]

- ・今回いただいた意見は改めて検討する。協議会規約(案)、部会規定(案)については、枠組みができた段階と認識しており、今後も改定を繰り返しながら運営していく方針である。

2. その他

①淀川河川公園開園50周年

[下流域会長]

- ・淀川河川公園開園50周年は誰向けの資料なのか。ターゲットや目的に応じたデザインを検討すべき。一般の方にはあまり関心を持ってもらえないと思う。

[事務局]

- ・行政向けを想定している。

[上流域会長]

- ・淀川河川公園40周年の記念誌は、「淀川河川公園管理事業の記録」として作成されていた。過去と現在を比較できるように記録として残すものと、一般の方に公開するものの二通りあっても良いと思う。

[中流右岸域会長]

- ・以前発行された「淀川百年史」は、淀川を知る良い教材である。

[下流域会長]

- ・河川法は淀川が発端となっているが、そのような歴史的な経緯等も記録として残していくべきである。

[中流左岸域会長]

- ・近年の話題でいうと、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標、「30by30」がある。民間敷地を対象としているが、今後は国有地もこの目標の一部に位置づけられる可能性がある。淀川河川公園も、自然共生サイトとして生物多様性の保全を検討する必要があるかもしれない。

[中流右岸域会長]

- ・登録されている自然共生サイトの管理者としての記載は、県や市等の行政が多く、実際に活動している市民団体は少ないように思う。その点で、多様な委員から構成される淀川河川公園協議会(仮称)は良い事例になるのではないかな。
- ・淀川河川公園は、生物多様性が高く、絶滅危惧種(レッドリスト掲載種)が存在する。淀川河川公園を生物多様性ホットスポットに選定するのであれば、カワラナデシコ等、絶滅の危険性がある生物がどれだけ河川公園内にいるかを部会を通じて把握した方がよいのではないかな。

[下流域会長]

- ・生態系の把握には、環境アセスメントのように調査する手段もあるが、継続的に調査されている団体と連携した方が効率的で高頻度のデータがとれる可能性がある。

②現地視察

※背割堤地区(さくらであい館 展望塔)、御幸橋野草地区、芥川自然地区、鳥飼上地区の現地視察を行った。

3. 当日の様子

○協議会の様子



○現地視察の様子



(写真:さくらであい館 展望塔)



(写真:鳥飼上地区)

【お問い合わせ先】

近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川公園課

〒573-1191 大阪府枚方市新町 2 丁目 2 番 10 号

TEL:072-843-2861(代) FAX:072-843-0910 E-mail: kkr-yodo-kakou01@mlit.go.jp

当日配布した資料などは、下記 Web サイトにて、公表しています。詳細は、Web サイトを参照願います。



https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/park_kyougi/index.html

令和 6 年度

淀川河川公園 全体協議会 会議録

4 流域版 令和 7 年 2 月 27 日